

統一地方選挙のお知らせ

問 選挙管理委員会事務局(総務課内)

☎(57)4114 ☎(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

◆県議会議員選挙

投票日 **4月9日(日)** <告示日:3月31日(金)> 午前**7時**~午後**7時**

期日前投票 4月1日(土)~8日(土) 午前8時30分~午後8時

◆町議会議員選挙

投票日 **4月23日(日)** <告示日:4月18日(火)> 午前**7時**~午後**7時**

期日前投票 4月19日(水)~22日(土) 午前8時30分~午後8時

投票日当日の終了時刻が午後7時までに変更となります

期日前投票はこれまでどおり、午後8時までとなります。

選挙投票日当日に投票所に行けない場合は、期日前投票をご利用ください。

選挙名	県議会議員選挙	町議会議員選挙
当日投票所	入場券に記載の各投票所	
期日前投票所	役場本館2階大会議室(エレベーターがございます)	
持ってくるもの	入場券(届いている場合)	
	入場券は3月31日に発送予定	入場券は4月18日に発送予定
投票できる方	・平成17年4月10日以前に生まれた方 ・令和4年12月30日以前に野木町に転入届をした方で、引き続き野木町に住んでいる方	・平成17年4月24日以前に生まれた方 ・令和5年1月17日以前に野木町に転入届をした方で、引き続き野木町に住んでいる方

期日前投票とは？

投票日当日、仕事、学校、レジャーなどの理由で投票所へ行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。なお、期日前投票を行う日に選挙人名簿登録者で満18歳にならない方は、不在者投票ができます。

不在者投票とは？

遠方に滞在されている方、指定病院等に入院または入所されている方、介護保険法で要介護5の方、身体に重度の障がいのある方など投票所に行けない方のために、不在者投票・郵便等による不在者投票の制度があります。

※それぞれ該当要件があります。手続きには時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までお問合せください。

新型コロナウイルス感染症への対策について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気・安全な投票経路の確保などの対応を行いますので、町民の皆様には、マスクの着用やせきエチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力をお願いします。

※国の方針により対応等に変更があった場合は、町ホームページでお知らせします。

○新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方は、「特例郵便等投票」ができます。投票用紙等の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の告示の翌日から選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方が対象となりますが、手続きについて、詳しいことは選挙管理委員会までお問合せください。

最近転入した方はご注意を(県議会議員選挙)

栃木県内の他の市町から令和4年12月31日以降に野木町に転入した方は、選挙人名簿に登録のある前住所地等で投票することができます。前住所地等で投票する際には、投票所で市町村長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所がある旨の証明書」(無料)を提示するか、または引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。(証明書は、最寄りの住民登録窓口などで取得できます。)

投票所入場券について

入場券は、圧着ハガキで世帯主様宛てに郵便で届きます。(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)お名前等をお確かめの上、切り取り線に沿って切り、投票所にお持ちください。

入場券は、法律により告示の日以後の発送となります。配達の場合により、地域によって入場券の到達日に違いがありますので、ご了承願います。

なお、入場券は選挙のお知らせや本人確認をスムーズにするために送付するものです。入場券が届かない場合やなくした場合でも、その選挙の選挙権があり、選挙人名簿に登録されている方であれば投票できます。名簿登録の有無は、選挙管理委員会までお問合せください。

選挙公報について

県議会議員選挙・町議会議員選挙の選挙公報は、新聞折込で配布します。

また、町役場、町公民館、町立図書館、町文化会館、老人福祉センター、きらり館、ホフマン館、ひまわり館、野木駅自由通路に備え付けますので、ご自由にお持ちください。

町議会議員選挙立候補予定者へのお知らせ

下記のとおり説明会、事前審査を行います。

	立候補予定者説明会	立候補届出書類等事前審査
日時	3月27日(月) 午後1時30分から	4月11日(火) 午前9時～11時30分 友沼・新橋・野木学区 午後1時30分～4時 南赤塚・佐川野学区
場所	野木町役場新館2階大会議室	野木町役場本館2階大会議室

※令和2年6月に公職選挙法が改正され、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されました。野木町においても、町議会議員選挙において選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用を、それぞれ条例で定めた限度額の範囲内の金額を公費で負担します。

ただし、供託物が没収される候補者には公費負担の対象となりません。(町議会議員選挙の供託物は15万円です。)

詳しくは、立候補予定者説明会・町ホームページでお知らせします。